

石川労働局発表  
令和5年4月10日（月）

報道関係者 各位

【照会先】

石川労働局 雇用環境・均等室  
室長 田名網 洋子  
雇用環境改善・均等推進監理官  
竹浪 博之  
電話 076 (265) 4429

## 更なる同一労働同一賃金の遵守の徹底と非正規雇用労働者への賃金 引上げの確実な波及に取り組むために、経済団体へ要請を行います

政府においては、「構造的な賃上げ」の実現を目指し、支援策の強化等の取組を進めています。大企業を中心に賃金引上げの動きがある中、今後は、全体の約7割を占める中小企業・小規模事業者の労働者とともに、パート・有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者に、賃金引上げの流れを波及させていくことが重要となっています。

厚生労働省では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の均衡のとれた待遇を確保していくため、不合理な待遇差の是正に向けて、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けて取り組んでいるところ、本年3月15日から5月31日までを「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」として、更なる同一労働同一賃金の遵守の徹底と非正規雇用労働者への賃金引上げの確実な波及に取り組むこととしています。

これを踏まえ、石川労働局（局長 <sup>ながしま まさひろ</sup>長嶋 政弘）では、今般、経済団体に対し下記のとおり要請を行いますので、取材方お願いいたします。

### 記

- 日時 令和5年4月12日（水）14:00～
- 要請先 一般社団法人 石川県経営者協会
- 場所 金沢商工会議所会館3階会議室（金沢市尾山町9-13）

※上記団体のほか、石川県商工会議所連合会、石川県商工会連合会、石川県中小企業団体中央会に対し、順次要請する予定。